

「セーフ・フロム・ハーム」登録前研修
2019テキスト版



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

はじめに

2017年8月に開催された第41回世界スカウト会議において、「セーフ・フロム・ハーム世界方針」が採択されました。この方針では、各国スカウト連盟に対して、スカウトたちの安全を確保できる政策や施策を実行することを強く推奨し、「セーフ・フロム・ハーム」を展開する上で、以下の3つの側面での実行を必要としています。

1. プログラムとしてスカウトに自信を持たせ、自尊心を大切にできるようにすること。
2. すべての成人がこの分野の理解と実行ができるようにすること。
3. 組織として、危機管理という側面から対応すること。

2015年に制定した「セーフ・フロム・ハーム」ガイドラインをご覧くださいとわかりますが、「セーフ・フロム・ハーム」は、特別なことではありません。人権を尊重することであり、人として守るべき社会ルールやマナーです。決して、日々の活動に制約を加えるものではありません。危険や危害となるものからの保護、抑止、あるいは防止につながるものです。しかしながら、危険や危害をなくするためには、一部の人だけが取り組むのではなく、この運動に関わるすべての人がこれを実行することが必要です。一人ひとりの行動はもちろん大切ですが、同時に組織としての取り組みが大切です。

各指導者においては、「セーフ・フロム・ハーム」の趣旨をご理解いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。

登録前研修

加盟登録を行う隊指導者や団委員、役員等の全指導者とローバースカウトは、登録手続き前にセーフ・フロム・ハーム研修が必須となります。また、本研修は年度途中から登録をする指導者も、手続き完了前にこの研修を受講していただくこととなります。

登録前研修には二通りの方法があり、日本連盟ホームページの特設ページ内の、eラーニング（インターネットを利用した学習形態）による方法と、インターネット環境がないなどオンラインの受講が難しい方のために、同じ内容による書類（本書）を使って行う学習があります。

研修の方法と内容は次ページの「イントロダクション」からお読みいただき、学習を進めてください。

イントロダクション（導入）

1. 登録前研修の目標

この「セーフ・フロム・ハーム」登録前研修は、「思いやりの心を育む教育」を指導者が理解し、指導者の「質」・スカウト運動の「質」の向上を図るものです。

2. 登録前研修の概要

「セーフ・フロム・ハーム」登録前研修を通じて、危害を予防するため、また、思いやりの心を育むための知識・方法を身につけることができます。

登録にあたっては、eラーニング（本テキストも同内容）の研修に取り組むことが求められます。

3. 登録前研修について

登録前研修を修了し、セーフ・フロム・ハームについて理解し同意したら、本テキスト最終ページの「確認と同意」にサインをしていただきます。サインをした書類を所属する団、地区、または県連盟へ提出してください。

4. 研修の構成と内容

この研修は「1. セーフ・フロム・ハームとは」「2. 指導者としての取り組み」

「3. 問題の発生と対応」「4. まとめ」の4つのステップから構成されています。

各ステップでは、セーフ・フロム・ハームに関する知識、指導者として留意すべきこと、危害が発生した場合の基本的な対応などを学習していただきます。各ステップの終わりに簡単な確認問題がありますので、それぞれの内容を熟読し、よく理解した上で問題に取り組み、回答してください。

5. 研修の進め方

この登録前研修（テキスト版）は、インターネット環境にない方を対象としていますが、個人で取り組むだけでなく、団内の会合などにおいて相互に確認し、理解を深めながら取り組んでいただくこともできます。

次ページよりステップー1【セーフ・フロム・ハームとは】を始めます。

ステップ1【セーフ・フロム・ハームとは】

●セーフ・フロム・ハームの言葉の意味

Safe : 安全な 安心できる 危険のない 心配のない 大丈夫 信頼できる

Harm : (精神的・肉体的・物質的な) 害 傷害 危害

Safe from Harm : 害(傷害 危害)を受けることのない安全(安心)

●セーフ・フロム・ハームとは

「セーフ・フロム・ハーム」とは「さまざまな危害から常に安全な状態にいる」ことです。最も安全で安心できる環境を提供することなのです。

スカウト運動の教育においても、その安全な環境を高く維持することで、社会からの信頼を得て保護者の方々にも安心して子どもたちを託していただけます。

●セーフ・フロム・ハームのはじまり

国連総会(1989年)で、「児童の権利に関する条約」が採択されたことが始まりになります。第32回世界スカウト会議(1990年)にて、「児童の権利に関する条約」が決議されています。第36回世界スカウト会議(2002年)で、よりよいスカウト教育の提供と危害のないスカウト活動を目指し、「Keeping Scouts Safe from Harm」を採択しました。

●日本連盟におけるセーフ・フロム・ハーム導入

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は、安全で安心できるスカウト活動とスカウト教育の質を高めるために「セーフ・フロム・ハーム」を導入しました。

日本ジャンボリーにおける人権保護の動き

2010年 第15回日本ジャンボリー「チャイルドプロテクション」を導入。

2013年 第16回日本ジャンボリー(23WSJ)プレジャンボリー参加指導者に事前研修として「セーフ・フロム・ハーム」のWeb研修を行う。

2018年 第17回日本スカウトジャンボリーにおいて、「セーフ・フロム・ハーム」を本格導入。

スカウティング誌における資料配付

2015年5月号 「セーフ・フロム・ハームガイドライン」

2016年5月号 「セーフ・フロム・ハーム～思いやりを育む教育～ より良き理解のために」

●危害の種類

・「いじめ」とは

ある子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為です。自分より弱い者に対して、一方的に身体的・精神的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じる状況です。

いじめには、弱い者への直接的ないじめとインターネットやSNS等を通じた間接的ないじめがあります。

・「虐待」とは

身体的虐待とは、体罰や厳しすぎる叱責をするときに起こります。

心理的虐待とは、絶え間なくあざけりを受けたり、無視されたり、責められたり、自分以外の者と否定的に比べられたりすることです。

性的虐待とは、だましたり、圧力をかけたり、脅かしたりして、性的な行為に無理やりに巻き込まれることです。

- ・ 「ネグレクト」(無視)とは
子どもの保護・養育に責任のある大人が、無関心や怠慢などから、可能であるにもかかわらず食事や衣服を与えなかったり、戸外に放置したり、必要な治療を受けさせなかったりすることです。
- ・ 「搾取」(児童労働)とは
児童が労働者として働かせられ、また他の者の利益目的の行動をさせられるときに起きるものです。児童の健康、教育、発育に悪影響のある行動が搾取に該当します。児童労働や、児童買春といった事柄が当てはまり、ポルノグラフィーの素材に子どもを関わらせること等があります。

●ハームの発生する関係

- ・ スカウトとスカウト
- ・ スカウトと指導者
- ・ 指導者と指導者
- ・ 保護者と指導者

●「セーフ・フロム・ハーム」の考え方

- ・ すべてのスカウト関係者が、安全で安心できる活動を目指します。
- ・ 指導者は「セーフ・フロム・ハーム」の考え方を理解し活動を行います。
- ・ スカウトに「思いやりの心」を育む教育を提供します。
- ・ スカウト運動の社会からの信頼を高めます。

●「セーフ・フロム・ハーム」を学ぶとは

- ・ 危害とは何かを具体的に学びます。
- ・ 危害を受けない方法を学びます。
- ・ 危害を発見したときの対処を学びます。
- ・ 危害を防ぐための行動基準を学びます。
- ・ 危害と疑われないための行動を学びます。

スカウトにとっては、自分自身と周りの人々を人的危険から守ることを学ぶことです。また、そのことにより、他の人々への「思いやりの心」を育成し、人格・品性を高めます。

スカウトを育成する指導者は、「ちかい」と「おきて」を基盤として、自ら、

- ・ 自分の言動は、スカウト運動の理念に反してはないだろうか。
- ・ 自分の言動は、家族や友人に恥じることはないだろうか。
- ・ 自分の言動は、自分の良心に背いてはないだろうか。

常に、コンプライアンスチェックをして、スカウトの訓育・教育に携わることが大切です。

○ステップー1【まとめ】

- ・ 「セーフ・フロム・ハーム」の知識・行動がスカウトを守り、指導者自身をも守ります。
- ・ 導入することで、一層社会から信頼されるスカウト運動を目指し、新しい組織にしていくことが大切です。

スカウト運動は、社会に役立つ青少年を育てる教育運動です。日本連盟の「セーフ・フロム・ハーム」は、それぞれのスカウト年代に合った「人に思いやりを持って接する」教育と「自分自身を守る」教育を指導者がスカウトへ行っていかなければなりません。

○ステップ 1 を終えるにあたり

ステップ 1 【セーフ・フロム・ハームとは】の学習は終わりました。

次の 3 つの問題に取り組んでください。回答は回答欄に数字で記入してください。

◇問題 1

日本におけるセーフ・フロム・ハーム導入の目的で、誤った内容を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 安全で安心できるスカウト活動とスカウト教育の質を高めるために「セーフ・フロム・ハーム」を導入しました。
2. 「セーフ・フロム・ハーム」を導入することで、一層社会から信頼されるスカウト運動を目指すためです。
3. 指導者のハームが発生した時の、情報コントロールを容易にするために「セーフ・フロム・ハーム」を導入しました。

回答： _____

◇問題 2

登録前研修の内容について誤った内容を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 全ての指導者は、登録にあたっては、eラーニングまたは本テキストの研修に取り組むことが求められます。
2. 団委員長は、団内の全ての指導者が登録前研修を修了していることを確認し、登録に責任を持ちます。
3. 直接スカウトに接しない団委員は、登録前研修は受けなくてもかまいません。

回答： _____

◇問題 3

セーフ・フロム・ハームの内容で、正しいものを選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 「セーフ・フロム・ハーム」の問題は、スカウトと指導者の関係だけに対応します。
2. パワーハラスメントやセクシャルハラスメントは、「セーフ・フロム・ハーム」とは関係がありません。
3. 「セーフ・フロム・ハーム」では、インターネットや SNS 等を通じた間接的ないじめも対象になります。

回答： _____

ステップ 1 は終了です。次ページのステップ 2 に進んでください。

ステップ2【指導者としての取り組み】

●セーフ・フロム・ハームについての指導者の心構え

・すべての人の尊厳を尊重する

個々の人間は、その多様な存在として尊重されなければなりません。スカウト活動に関わる人だけではなく、すべての人の尊厳を尊重することが求められます。

・すべての成人・青少年を平等に扱う

人種、信条、性別、社会的身分、生まれ育ちなどによって差別してはなりません。ただし、それぞれが性別、能力、年齢、財産、職業などにおいて違いがあることを前提に、合理的な理由がある場合については違った取り扱い（必要に応じた支援など）を認めなければなりません。

・相手の嫌がることは、自分では善意であっても行わない

相手にとっては嫌なことを知ることは大変難しいことです。自分では善意だと思っていたらなおさらです。まず相手を観察し、尊厳を尊重することが大切です。お互いにお互いを大切に守ろうとすることにより相手を傷つけるような事態は避けられるはずです。

・すべての人に対し、脅威を与えたり、感じさせたりする言葉を使わない。どのような悩みにも親身に相談にのり、対応する

普段何気なく使用している言葉も、相手にとっては脅威を与えたり感じさせたりする言葉かもしれません。過度に慎重になる必要はありませんが、いま一度自分の言葉遣いに注意しましょう。相談にのり対応するときには、個人の尊厳を傷つけないよう十分に注意することが求められます。

・ウェブサイトは誰でも見られることを意識して内容を選ぶ

近年はウェブサイトを使用した情報発信が盛んに行われています。インターネットは大変便利なツールですが、使い方を誤ると個人の尊厳を深く傷つける恐れがあります。使用には細心の注意が必要です。個人情報、顔写真などは本人または保護者の許可なく投稿しないようにしましょう。

・活動中にスカウトの前での喫煙はしない

活動中の喫煙はスカウトの目に触れないところで行ってください。また煙のにおい・受動喫煙などにも十分に注意する必要があります。

・スカウト活動中の飲酒をしない

活動中の飲酒は絶対にしてはいけません。事件、事故などの緊急時に適切な判断や対応ができなくなります。活動中の飲酒は、行事の安全配慮に対する意識の低さ、あるいは気の緩みの現れととらえられ、活動に対する信用を失います。スカウトは「酔っばらっている指導者なんか見たくない」と思っています。キャンプ等の宿泊を伴う活動時は、就寝時間後も活動中にあたります。

上記に反することについて見て見ぬ振りをしないことも、指導者の心構えとして大変重要になります。

●スカウト活動中の指導者の「ルール」と「マナー」

ガイドブックP4「指導者の取り組み」を参照ください。

●指導者とスカウトの関係

- ・ スカウトに対し、活動中にふさわしい服装の指導を行います。
 - ・ キャンプ等の宿泊を伴う活動時に、深夜の一人行動（トイレ・入浴）はさせません。
 - ・ 指導者への報告、連絡、相談のできる環境をつくります。
 - ・ いじめられたスカウト、いじめたスカウト、両者の話をよく聴き指導を行います。
 - ・ 「叱る」と「怒る」は違います。「叱る」ことをせず、「怒る」指導者になってはいけません。具体的には、感情的にならず「どこがどのように悪いのか」を明確に示し「どうすれば改善できるか」を年代に合わせて指導します。
- 上記のような指導や、スカウトとの触れ合いで信頼関係が構築されます。

●指導者と指導者の関係

- ・ 本人に適した役務を依頼します。（スカウト運動における成人のライフサイクル）
- ・ 役務が遂行できるように支援を行います。相談しやすい環境を整えます。
- ・ 年齢・男女の差別をしません。
- ・ 意見を素直に聴きます。
- ・ 好き、嫌いで態度を変えないようにします。
- ・ 問題がおきたとき、必ず団委員長や近くのコミッショナーへ相談します。
- ・ 活動外でも、酒気を帯びての会話は気を付けます。

●指導者と保護者の関係

まず保護者にはスカウト運動についての理解を深めてもらうことが大変重要になります。

- ・ スカウト運動の目的・原理・方法について、分かりやすく説明を行います。
- ・ たとえば、ボーイ隊長は 班長の役割を保護者会で説明します。（班長ばかり可愛がる、班長ばかりきつい思いをさせている等の誤解を生まないため）

●保護者との関係を良好に保つために

- ・ 保護者からの相談は快く応じ、解決策に取り組みます。困難なときは団へ相談します。
- ・ 保護者の誹謗中傷をしません。
- ・ コミュニケーションをとる機会を設けます。

●SNS等のコミュニケーションツールの利用についての説明

- ・ 匿名で他人をいじめる、誹謗中傷の書き込みをしない。
- ・ 情報があつという間に広がる、発覚しにくいことを知る。
- ・ 1対1でのメールや電話での議論は避ける。
- ・ 利用者の低年齢化が進んでいることから、子どもでも簡単に被害者にも加害者にもなりえる。

面白半分で始めたことが、大事な人の命を奪ってしまう実例が多々あります。また、誹謗中傷の手紙やファクシミリ等も犯罪であることを理解します。

●組織的な取り組み【隊・団における取り組み】

- ・ 団内意識の統一
- ・ 団、隊内での情報共有
- ・ 保護者への理解促進のための説明会実施
- ・ 新しい指導者に対する研修会の実施

●団内意識の統一

団内のすべての指導者が、セーフ・フロム・ハームのガイドラインを遵守することと、指導者がそれぞれ連携してセーフ・フロム・ハームに取り組むために団内で十分な意識の統一が必要です。

●団、隊内での情報共有

スカウトや保護者および指導者が、活動の内容、スカウトや保護者の様子、集会に欠席したスカウトの把握、各指導者の言動などについて十分な情報共有を行うことが、さまざまな危害に対しての抑止や、万一、危害にあったときの速やかな対応につながります。

●保護者への理解促進のための説明会実施

セーフ・フロム・ハームの取り組みを保護者に正しく理解していただき、家庭やスカウト活動などで積極的に協力していただくことを目的として、保護者対象の説明会を実施します。

●新しい指導者に対する研修会の実施

新たに指導者として協力いただく方に対して、団内でセーフ・フロム・ハームについての説明会・研修会を行い、その趣旨に賛同していただき、eラーニングによる「セーフ・フロム・ハーム研修」を履修していただくことを促します。

○ステップ 2 【まとめ】

- ・ 指導者として「ハーム」を理解しスカウトへの指導・対応ができることは「思いやりを育む教育」になくしてはならない技能になります。
- ・ 指導者としての「ルール」や「マナー」を実践することは大切なことであり、また指導者自らを守る力になります。
- ・ 大人の「ハーム」を認識し、決して加害者にならないよう自分自身を常にふりかえる姿勢が必要です。
- ・ スカウト・保護者を信頼し、スカウト・保護者から信頼される指導者になることが大切です。

○ステップ 2 を終えるにあたり

ステップ 2 【指導者としての取り組み】の学習は終わりました。

次の3つの問題に取り組んでください。回答は、回答欄に数字で記入してください。

◇問題－1

セーフ・フロム・ハームの心構えに関する間違いを選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. すべての成人・青少年を平等に扱うとは、人種、信条、性別、社会的身分、生まれ育ちなどによって差別をしないことです。
2. スカウト活動中は、スカウトの就寝にかかわらず飲酒はしません。
3. スカウト関係者は、ウェブサイト（ブログやSNS含む）への情報公開は、顔写真などの個人情報を本人または保護者の許可なく投稿することができます。

回答： _____

◇問題－2

指導者とスカウトの関係で好ましくない行為を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 「叱る」と「怒る」は違います。「叱る」ことをせず、「怒る」指導者になってはいけません。具体的には、感情的にならず「どこがどのように悪いのか」を明確に示し「どうすれば改善できるか」を年代に合わせて指導します。
2. 活動にふさわしくない服装のスカウトがいたので、理由を説明し、着替えるよう適切な指導をしました。
3. 入浴中の安全確保のため、ボーイ年代のスカウトと同性の指導者が裸で一緒に入浴をします。

回答： _____

◇問題－3

組織的な取り組みで好ましくない行為を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 保護者に「セーフ・フロム・ハーム」の取り組みを正しく理解していただくために、保護者対象の説明会を実施します。
2. 新しい指導者は、「セーフ・フロム・ハーム」についてボーイスカウト講習会で学ぶので、登録前研修をする必要はありません。
3. 指導者がそれぞれ連携してセーフ・フロム・ハームに取り組むために団内で十分な意識の統一が必要です。

回答： _____

ステップ－2は終了です。ステップ－3に進んでください。

ステップ3【問題の発生と対応】

●問題発生時の対応の基礎

1. 安全の確保
2. 正確な情報の把握
3. 迅速な対応
4. 誠実な対応（謝罪）
5. 説明責任を果たす
6. 日頃からの準備

1. 安全の確保

- ・生命・身体への危険がある場合は、その危険を除去します。
- ・必要な手当てを行い、状況の悪化を防止します。

2. 正確な情報の把握

- ・適切な対応をするためには、まず、正確な情報を把握する必要があります。
- ・事実の経過をメモ、写真撮影、録音・録画等によって記録に残すとともに、客観的な証拠の収集を行います。
- ・問題によっては、当事者や関係者からの聴き取りを行うべき場合があります。例えば、目撃情報については、直接目撃したのか、人から聞いた話なのか、よく見える状態だったのか等を確認し、正確に記録します。

3. 迅速な対応

- ・対応の遅れが事態の複雑化、損害の拡大、感情対立の増幅などを生じさせ、取り返しのつかない事態を招いてしまいます。早期の対応で問題の深刻化を防ぎます。

4. 誠実な対応（謝罪）

- ・被害者に寄り添った対応を行きましょう。
- ・不誠実な対応は、被害者にさらなる苦痛（二次被害）を及ぼしてしまいます。
- ・誠実に対応しなければ、関係の修復・改善が困難になってしまいます。

5. 説明責任を果たす

- ・事実の経過や対応等の情報を適切に開示します。
- ・情報の隠匿や虚偽説明は、信頼関係を破壊してしまいます。
- ・説明責任を果たさなければ、当事者や関係者、保護者、支援者、社会からの理解を得ることができません。

6. 日頃からの準備

セーフ・フロム・ハームに関連する問題が発生してから対応したのでは、場当たり的になってしまい、迅速で誠実かつ十分な対応をすることができません。そのため、問題が生じた場合の備えとして、

- ①どのような情報を
- ②誰に
- ③どのようなルートで伝達し
- ④どのような対応するのか

などを日頃から確認しておきます。

●傾聴の態度と心構え

1. 被害を受けた人からの聞き取りの場合

- ・話しをしやすい環境で、2人程度の少人数で聞き取りをします。
その場合、1人はメモを取るようになります。メモは、そのまま記録し、聞き手の先入観や評価が入らないようにしましょう。
- ・必要に応じて、休憩を取ります。
- ・被害を受けた人の気持ちに寄り添って話しを聞くことが大切です。
特に、言葉遣いや口調に配慮しましょう。
- ・聞き取るべきポイントを整理して、長時間にならないように配慮しましょう。
- ・スカウトからの聞き取りの場合、大人に迎合的な態度をとることもあるので、誘導にならないような質問をするように注意しましょう。
- ・被害弁償や謝罪などについては、断定的判断をしたり、被害を受けた人と勝手な約束を取り交わしたりしてはいけません。

2. 加害者側の聞き取りの場合

- ・話しをしやすい環境で、2人程度の少人数で聞き取りをします。
その場合、1人はメモを取るようになります。メモは、そのまま記録し、聞き手の先入観や評価が入らないようにしましょう。
- ・聞き取るべきポイントを整理しておきましょう。
- ・加害者側の言い分もしっかりと聞き取ることが必要です。

3. 無理な要求への対応

- ・相手の勢いに圧倒されないことがないように、冷静に対応し、あいまいな返事はせずきっぱりと断りましょう。

●事態の程度に応じた対応

・比較的軽微な事態の場合

問題が比較的軽微な場合は、隊や班、組の中での話し合いなど、現場の指導者において対応することができます。

・軽微とはいええない事態の場合

問題によって、当事者の対立が深まっている場合や当事者が多数に及んでいる場合、傷害結果や損害を生じている場合などは、現場の指導者だけでは対応が困難であると考えられます。このような場合、団委員長や地区コミッショナー等の関与を求めるほか、必要に応じて日本連盟の相談窓口を利用します。

・重大な事態の場合

問題が、もはや犯罪行為にあたる場合や、犯罪行為にあたると思われる場合、死傷者が出るなど重大な結果を生じた場合、多額の損害を生じた場合などは、当事者や現場担当者による対応ではなく、組織的な対応が必要になります。

ただちに日本連盟相談窓口へ連絡し、場合によっては弁護士等の専門家のアドバイスを求めてください。対応を誤ると取り返しのつかない事態に陥る恐れがあります。

○ステップ3【まとめ】

- ・ 問題が発生した場合には、適切な対応が重要です。
- ・ 適切な対応を行うには、十分な情報収集が必要になります。
- ・ 情報収集を行う場合には、相手に応じた聴き取りが必要で、いずれの場合も傾聴の姿勢が大切です。
- ・ 一人で問題を解決しようとせず、問題に応じて各種協力者と協働して解決を図ることが必要です。

○ステップ3を終えるにあたり

ステップ3【問題の発生と対応】の学習は終わりました。

次の3つの問題に取り組んでください。回答は、回答欄に数字で記入してください。

◇問題－1

問題発生時の対応に関して好ましい内容を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 生命・身体への危険がある場合は、その危険を除去し状況の悪化を防止します。
2. 適切な対応をするために時間をかけて、正確な情報を把握する必要があります。
3. 目撃情報については、直接目撃したのか、人から聞いた話なのか、よく見える状態だったのか等を確認しますが、秘密厳守のために記録はしません。

回答： _____

◇問題－2

問題発生時の事態の程度に応じた対応で、好ましい内容を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 事態の程度に関わらず、プライバシー保護の観点から現場の指導者のみで対応します。
2. 事態の程度によっては現場の指導者だけでは対応が困難になる場合があります。
その場合は、団委員長や（地区・県連盟）コミッショナー等の支援を求めるほか、必要に応じて、日本連盟の相談窓口を利用します。
3. 事態の程度に関わらず、関係者保護のために組織的な対応はしません。

回答： _____

◇問題－3

問題の発生と対応について、好ましくない内容を選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. セーフ・フロム・ハームの事案解決に向けて、秘密厳守のためにできるだけ1人で対応するようにします。
2. 情報収集を行なう場合には、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理する等して、聴き取りの時間が長時間にならないように配慮します。
3. メモを取る際は、なるべく話し手の表現、言葉をそのまま記録し、聴き手の先入観や評価が入らないようにします。

回答： _____

ステップ－3は以上です。ステップ－4に進んでください。

ステップ４【まとめ】

○セーフ・フロム・ハームを導入すると「スカウト運動の質が向上します」

- ・ 指導者に対してスカウトや保護者からの信頼が向上するとともに指導者自身の意識の向上が図られます。
- ・ スカウトの年代にあった安全・安心な活動ができるようになり、さらに楽しいプログラムが展開できます。
- ・ 隊・団、地区、県連盟組織の管理運営の質が向上し、危機管理や事故防止が的確に行えるような環境となります。
- ・ 地域社会において、スカウト運動の信頼性が向上します。
- ・ スカウト活動での「ルール」と「マナー」を遵守します。

○セーフ・フロム・ハームの研修のまとめ－１

- ・ すべての人の尊厳を尊重する。
- ・ すべての成人・青少年を平等に扱う。
- ・ 相手の嫌がることは、自分では善意と思っても行わない。
- ・ すべての人に脅威を与えたり、感じさせたりする言葉を使わない。
- ・ どのような悩みにも親身に相談にのり、対応する。
- ・ ウェブサイトは誰でも見られることを意識した内容を選ぶ。

○セーフ・フロム・ハームの研修のまとめ－２

- ・ 個人情報、顔写真などは本人または保護者の許可なく投稿しない。
- ・ 活動中にスカウトの前での喫煙はしない。
- ・ スカウト活動中に飲酒をしない。
- ・ セーフ・フロム・ハームについて、団内やラウンドテーブル等での指導者同士で共有します。
- ・ 保護者等へセーフ・フロム・ハームとスカウト運動の理解を促進します。

○セーフ・フロム・ハームの研修の最後に

私たちの運動は、青少年が社会において責任ある役割を担い、有為の人生を送れるように支援する、すなわち、よき社会人を育てていく運動です。この運動に関わる全ての人が、どのように取り組むかが「セーフ・フロム・ハーム」の要点です。

○ステップ４を終えるにあたり

ステップ４【まとめ】の学習は終わりました。

次の３つの問題に取り組んでください。回答は、回答欄に数字で記入してください。

◇問題 1

「セーフ・フロム・ハーム」を導入することに関して、正しいものを選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 「セーフ・フロム・ハーム」を導入するとスカウト運動の質が向上します。
2. 指導者に対してスカウトや保護者からの信頼が向上することや、指導者自身の意識の向上が図られることはありません。
3. 「セーフ・フロム・ハーム」を導入することとスカウト教育とは関係ありません。

回答： _____

◇問題 2

「セーフ・フロム・ハーム」の心構えとして、正しいものを選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 宿泊を伴うスカウト活動中に、指導者間のコミュニケーションを取るためにスカウトの就寝後は飲酒をしても問題ありません。
2. 喫煙は、スカウトの目に触れないところで行い、受動喫煙に配慮すれば、「たばこ臭」については考えなくて問題ありません。
3. 「セーフ・フロム・ハーム」は、個人の心構えと組織での対応が重要であることを理解し、日常のスカウト活動で実践します。

回答： _____

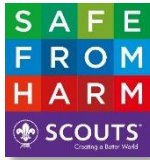
◇問題 3

「セーフ・フロム・ハーム」の問題発生時の対応と再発防止について、正しいものを選択し、回答欄に番号を記入してください。

1. 組織的な対応として、「セーフ・フロム・ハーム」の問題解決後、再発の防止のために県連盟理事会等に適正に報告し、今後の防止対応について協議します。
2. 被害者に寄り添った対応を行うために、ハームを与えたスカウト（指導者・保護者）から話しは、聴きません。
3. 調査のための話の聴き手は、被害弁償や謝罪等について、断定的判断をし、被害を受けた方と約束を取り交わすことができます。

回答： _____

ステップ 4 は以上です。確認と同意に進んでください。



セーフ・フロム・ハームの確認と同意

私はスカウト運動の指導者として、スカウトと自分自身の保護のためにセーフ・フロム・ハームについて理解し、以下の項目の確認と同意をします。

記入方法：

- ① 各項目を読んで同意できたら□にレ点を入れてください。
- ② 本書への確認と同意をもって、登録前研修の修了といたします。 確認日、氏名を記入の上、所属する団、地区、または（県）連盟に提出してください。

確認と同意事項：

1. すべての人の尊厳を尊重します。
2. いかなるときもスカウトに、体罰を与えることはしません。
3. すべての成人・青少年を平等に扱います。
4. 相手の嫌がることは、自分では善意と思っても行いません。
5. すべての人に脅威を与えたり、感じさせたりする言葉を使いません。
6. スカウトと共に行動しているときは、絶対に飲酒はしません。
7. スカウトの前で喫煙はしません。また、受動喫煙にも注意します。
8. セーフ・フロム・ハームに関する問題が発生したら、速やかに対応をします。

確認日：_____年_____月_____日

署名：_____

(役務：_____)